

豊中市告示第426号

大規模小売店舗の新設に関する届出について

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により、大規模小売店舗の新設に関する届出がありましたので、同条第3項の規定により次のとおり公告します。

当該届出に係る書類については、公告の日から4月間一般の縦覧に供しますので、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、縦覧期間満了の日までに、豊中市に意見書を提出することができます。

平成26年9月18日

豊中市長 浅利 敬一郎

1 届出事項の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 （仮称）ドン・キホーテ豊中店
所在地 豊中市勝部1丁目90番15ほか
- (2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名
名称 株式会社NOB JAPAN
住所 大阪府中央区心斎橋筋2丁目1番6号
代表者の氏名 代表取締役 延田 久武生
- (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
名称 株式会社ドン・キホーテ
住所 東京都目黒区青葉台2丁目19番10号
代表者の氏名 代表取締役 大原 孝治
- (4) 大規模小売店舗の新設をする日
平成27年5月5日
- (5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
2,208平方メートル
- (6) 駐車場の位置及び収容台数

位置 建物2階ほか

収容台数 83台（うち自動二輪車2台）

(7) 駐輪場の位置及び収容台数

位置 建物1階南側ほか

収容台数 87台

(8) 荷さばき施設の位置及び面積

位置 建物1階北側

面積 79平方メートル

(9) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

位置 建物1階北側

容量 11.6立方メートル

(10) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

午前零時から午後12時まで

(11) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前零時から午後12時まで

(12) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

出入口の数 1箇所

位置 敷地北東側

(13) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前6時から午後9時まで

2 届出年月日

平成26年9月4日

3 届出に係る書類の縦覧場所

豊中市中桜塚3丁目1番1号

豊中市市民協働部くらしセンター地域経済課

4 意見書の提出先

〒561-8501 豊中市中桜塚3丁目1番1号

豊中市市民協働部くらしセンター地域経済課

（電話 (06)-6858-2190）